平成２４年（フ）第２２１８号
北海道浦幌町字宝町57番地１、開始決定時の住所札幌市東区北11条東６丁目１番70―205号
破産者　立花　秀徳
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２号
北海道富良野市錦町８番３号　コーポラスタイセツ103号室、開始決定時の住所北海道札幌市手稲区前田２条４丁目５番25号
破産者　菊地　　祥
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３４８号
埼玉県児玉郡美里町大字甘粕103番地２
破産者　志塚　徳行
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８１号
佐賀県唐津市養母田鬼塚３番29号
破産者　一ノ瀬節子
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２５号
熊本市中央区水前寺６丁目48番35号　山ノ下ハイツ１－Ｄ
破産者　志田　　章
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３８号
北海道釧路郡釧路町睦６丁目４番地　Ｍ１―152号室
破産者　小川　正弘
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５６５号
京都府南丹市美山町静原桧ノ浦７、住民票上の住所京都府南丹市美山町板橋堂ケ谷９番地２
破産者　中島石油店こと　中島　直明
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１６号
京都府宇治市木幡西浦48番地デミューズ木幡303号、住民票上の住所京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字松尾59番地の１
破産者　鹿間　　大
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８９号
京都市伏見区越前町601番地
破産者　窪野　　宏
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１１号
広島市安佐南区八木４丁目11番21―102号、開始決定時の住所広島市安佐南区八木９丁目20番７―301号
破産者　服部　正春
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４号
熊本県菊池郡大津町大字杉水3378番地大津スカイハイツ106号
破産者　後藤　章一
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第２４号
栃木県佐野市小中町1280番地　とちのみ学園、住民票上の住所栃木県栃木市大宮町2127番地８
破産者　金子　佑太
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３３０１号
東京都墨田区立花１丁目30番18―305号
破産者　山本　　厳（開始決定時の姓遠藤）
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２号
北海道苫小牧市新中野町３丁目７番６―101号
破産者　鈴木　秀子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目12番24号
破産者　高田　大祐
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
宮崎市吉村町浮之城甲99番地４　布施マンションⅡ―103号、旧住所仙台市宮城野区萩野町２丁目８番地の６　ロフティアスコットハイム202
破産者　浅野　　祐
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
埼玉県飯能市大字双柳784番地73
破産者　藤田　恵美
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７５号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地２―1309
破産者　小幡　富子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２４号
千葉県我孫子市南新木４丁目13番地の９
破産者　津原　　章
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部